

食品表示アドバイス事業について(お知らせ)

食品表示は、消費者が商品選択を行う上で重要な判断材料となっており、食品表示法を始めとする各種法律等でルールが定められています。このため、適正な食品表示への対応は、小売業者等の商品採否に影響するだけでなく、商品回収やこれに伴う損失補償につながる可能性もある、食品加工事業者にとって重要な取組です。

高知県食品産業協議会では、高知県の委託を受け、県内事業者が製造・販売する食品への信頼を確保するため、法に適合した表示の実施を支援する食品表示アドバイス事業を行っています。

◆支援の概要

【支援対象】

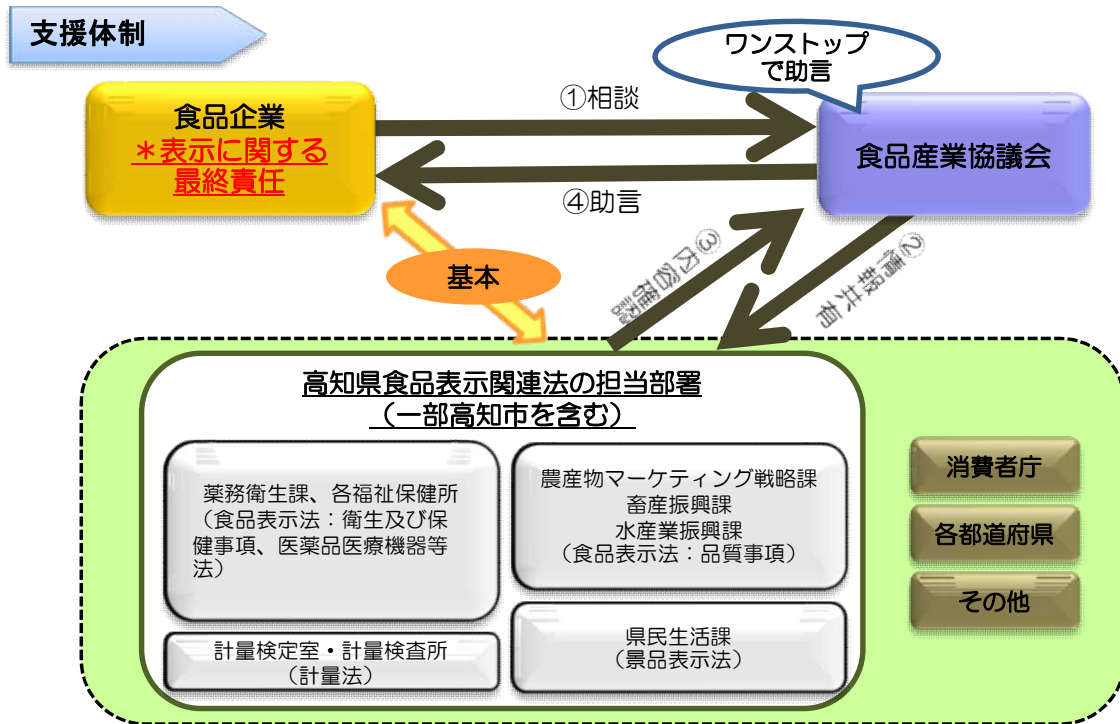
高知県内の食品製造業者、販売業者等の食品関連事業者

【主な支援内容】

加工食品の一括表示及び容器包装への表示が新法に照らして適切かどうか確認しアドバイスします。

* 相談にかかる費用負担はありません。

(注)この事業は食産協が助言を行うことで県内事業者の皆様の食品表示への対応力を高めていただくことを目的とするものであり、食品表示に関する最終チェックを行いその責任を負うものではありません。



◆お問い合わせ先

【お問い合わせ・お申込方法】

下記連絡先に別添の相談申込書によりお申し込みください。

【期間】

随時受付

【連絡先】

高知県食品産業協議会 担当: 嶋村

〒780-8570 高知市丸ノ内1-2-20(高知県地産地消・外商課内)

TEL:088-855-5634 FAX:088-823-9262

E-mail: kaori_shimamura@sunny.ocn.ne.jp

【高知県食品産業協議会 食品表示相談申込書】

申込日：_____年 月 日

●下記のとおり高知県食品産業協議会に食品表示に関する相談を申し込みます。

企業・団体名			
所在地			
代表者氏名		担当者氏名	
電話番号		FAX	
E-Mail			

相談商品名 (*複数記載可能)			
製造事業者・販売事業者の別 (*該当する方を○で囲んでください。)	製造事業者	・	販売事業者
製造事業者の営業許可の種類/届出業種 (*全てご記入ください。)			
製造事業者の本社住所			
製造場所(住所)			
特記事項			

●留意事項

- ① 一括表示、容器包装表示のほか、配合仕様書、製造工程、商品規格書などを確認させていただきます。
これらが提示いただけない場合は、十分なアドバイスができないことがあります。
- ② 保健所などの食品関連法を担当する部署と情報を共有させていただきます。
- ③ 予算に限りがあるため、複数回活用いただいている事業者におかれましてはお断りすることがあります。
- ④ 表示に関する最終責任は事業者の皆さまにあります。

【表示相談のお申込はこちら】

高知県食品産業協議会事務局 担当者： 嶋村
(〒780-8570)高知市丸ノ内1-2-20 高知県地産地消・外商課内
TEL:088-855-5634 / FAX:088-823-9262
E-Mail: kaori_shimamura@sunny.ocn.ne.jp